令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

城里町立桂小学校

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを意識しながらこれを放置することのないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、 保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、 いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 本校の基本姿勢

全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるための6つのポイント

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、各種団体や専門家と協力をして、解決に当たる。
- (5) 家庭や地域、関係機関と連携して取り組む。
- (6) いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施する。

3 「いじめのない明るく楽しい学校生活」のための具体策

- (1) いじめの未然防止のために
 - ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
 - ア 朝のあいさつ運動の実施

全校児童が気持ちのよいあいさつを交わすことにより、元気で明るい学校生活の一日の スタートとします。

イ 異学年交流

ふれあいの時間などを通して、他学年の友達との交流を深め、仲間づくりの基礎を培います。

- ウ 人権集会の実施・人権コーナーの充実
 - 学級目標つくり、人権標語の発表や掲示などを通して、良好な人間関係を構築します。
- エ 道徳教育の充実
 - 道徳の授業の充実、道徳コーナーの工夫・充実を通して、心と心の交流を図ります。

② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

異年齢集団活動の充実・児童の自発的な活動を支える委員会活動、クラブ活動の充実を 図ります。

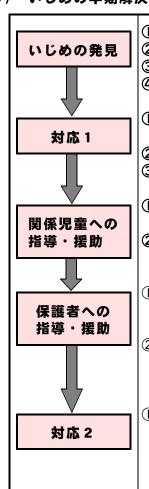
- イ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
 - グループエンカウンター等の活動を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付か せるとともに、認められる自分の存在を感じることで、自尊感情を育みます。
- ウ 学習のねらいの明確化と共通した学習の流れの設定 学習のねらいを明確にし、学習の流れを示すことによって、見通しをもって学習に取り 組めるようにし、主体的に学習に取り組めるようにします。
- エ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と喜びを分かち合えるうれしさが実感できるような相互交流の場の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成します。また、学校行事や児童会活動、生活・総合的な学習の時間などで道徳性の育成を図る体験活動を行います。

(2) いじめの早期発見のために

- ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付け早期発見に努めます。
- イ 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、生徒指導部が中心となって速やかに連携を 図り、全職員が情報の共有を適切に行うことで、より多くの目で当該児童を見守ります。
- ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い当該児童に安心感をもた せるようにするとともに、問題の有無を確かめ早期発見に努めます。
- エ 「教育相談アンケート」を実施すると共に、教育相談月間を含め、適時教育相談を実施し、 児童の悩みや人間関係を把握し、「いじめゼロ」の学校づくりを目指します。
- オ 月I回の「いじめアンケート」を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めま す。

(3) いじめの早期解決のために(いじめ問題発生時の対応)



- ①本人からの訴え【全職員】
- ②保護者・他児童からの訴え【全職員】
- ③教師の発見【全職員】
- ④関係機関・地域からの情報【全職員】】
- ①いじめ問題対策委員会の設置 【校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・担任】
- ②町教育委員会との連携【教頭】
- ③関係機関との連携【教頭・生徒指導主事】
- ①被害児童への支援(事実確認・情報収集・安全最優先)

【教頭・生徒指導主事・養護教諭・担任】

②加害児童への支援(事実確認・情報収集・指導) 【教頭・生徒指導主事・養護教諭・担任】

①被害児童保護者への支援

(事実指導経過の報告・今後の対応説明・理解と協力の依頼)

【校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・担任】

②加害児童保護者への支援

(事実指導経過の報告・今後の対応説明・理解と協力の依頼)

【校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・担任】

①関係生徒への継続指導・経過観察(スクールカウンセラーとの連携) 【生徒指導主事・養護教諭・担任】

いじめについては、いじめの未然防止を図り、良好な人間関係の醸成 に力を尽くします。

ただし、万が一、いじめがおこった場合は、いじめは人を傷つける行為であり許されない行為であることを説諭します。加えて、いじめを受けた児童の心のケア、いじめた児童への助言を丁寧に行うとともに、その後の被害児童へ、再発がないかの確認の声かけ(毎週)、家庭へその後の様子の連絡(月ー回程度)を行い、「いじめの再発がないかの確認と観察、家庭への報告」を半年間は継続して行います。

- ②町教育委員会との連携【教頭】
- |③関係機関との連携【教頭・生徒指導主事】

(4) 家庭や地域、関係機関との連携のために

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かします。また、被害者家庭の意見を十分聞き取るなど適切な話し合いをもち、学校内だけで問題解決を図るようなことはしません。

イ 積極的に「いじめ・体罰防止サポートセンター」等の相談窓口を紹介します。